

2016年11月15日

福島県知事  
内堀 雅雄 様

日本共産党福島県議会議員団  
団 長 神山 悦子  
副 団 長 阿部裕美子  
副 団 長 宮川えみ子  
幹 事 長 宮本しづえ  
政調会長 吉田 英策

## 2017年度県予算編成に関する申し入れ（第一次）

### はじめに

日本国憲法を守り生かすのか、それとも安倍晋三政権が狙う改憲で「戦争する国」に突き進むのか、憲法をめぐるせめぎあいが激しくなる中で、1946年11月3日の憲法公布から70年を迎えました。

憲法が制定されてから70年間、一度も改正されず現在に至っているのは、日本国憲法が世界でも先駆的なもので、国民に定着し、度重なる改悪の策動にもかかわらず国民が改定を望まなかったからです。

安倍晋三政権は、南スーダンPKO（国連平和維持活動）に派兵する自衛隊部隊に対し、戦争法（安保法制）に基づく「駆け付け警護」などの新任務を付与しようと狙っています。憲法9条が禁止する武力行使に踏み出す危険をますます高める新任務の付与など絶対に許されません。

環太平洋連携協定（TPP）の承認案と関連法案について、衆院TPP特別委員会では強行採決し、さらに10日には衆院を通過させました。山本有二農水相は行政政府の閣僚でありながら「強行採決」をけしかけ、それが批判され「陳謝」したのに、再び発言は「冗談」だったなどと茶化した山本氏に閣僚の資格はありません。山本氏の発言が問題になっていたにもかかわらず、特別委の審議を強行し、採決したのは議会制民主主義を破壊する暴挙です。

医療と介護の制度改変について、厚生労働省の審議会での議論が年内とりまとめに向け、大詰めを迎えています。結論が出れば来年の通常国会に関連法案を提出するほか、来年度から実施するものもあります。負担増などが実施されれば経済的事情で医療や介護を受けられない事態を深刻化させます。

2020年以降の地球温暖化対策の国際的枠組みを定めた「パリ協定」が11月4日発効しました。世界の90カ国以上が批准を済ませ発効の条件が整ったためです。

安倍政権の温暖化対策は、国際社会に比べ立ち遅れ、国際的な責任を果たしていないだけでなく、排出量の約9割を占めるエネルギー分野で大量消費を続け、福島原発事故で危険性が証明された原発とともに、温室効果ガスの排出量が多い石炭火力にも依存するなど問題だらけです。

国の2017年度の予算編成に向けた概算要求の総額は101兆円台の半ばの見込みで3年連続100兆円を突破しています。とりわけ、大型開発など公共事業費と軍事費が大きく増えています。安倍晋三政権は概算要求で抑制した社会保障費を査定ではさらに削り込もうとしており、財政事情を理由に、大型開発や大軍拡のツケを国民に押し付ける姿勢があらわです。

東日本大震災と原発事故から7年目となる新年度は、原発事故を「終わったもの」として、原発の再稼働に向けて賠償や支援を打ち切る「福島県民切り捨て」を許さず、安倍政権が進める国民の声を聞かない暴走政治ときっぱりと対峙する県政運営が求められます。

いまなお8万5千人余の避難者をかかえる本県の実情をふまえ、県民一人ひとりのくらしと生業の再建、福祉型県政への抜本的転換、憲法と地方自治が生きる県政実現に向けて、以下の項目について来年度予算編成に反映するよう申し入れます。

## 一、2017年度県予算編成方針について

- 1、自民・公明与党の昨年5月の復興加速化第5次提言と今年8月の第6次提言によって、営業損害賠償の打ち切りや避難区域を解除し仮設住宅や借り上げ住宅の無償提供の打ち切りなどの「県民切り捨て」が加速され、県民との矛盾はますます深まっている。県民が置かれた現状をふまえ、復興加速化指針の見直しを国に強く求めること。
- 2、復興財源の確保を国に求めること。
- 3、安倍政権の下で、県民のあらゆる階層に格差と貧困が広がっていることから、医療・福祉、教育、子育て支援を県予算の根幹にすえ、「日本一子育てしやすい県」、「全国に誇れる長寿の県」を文字通り実現できるようにすること。
- 4、医師・看護師、介護職員、保育士など医療・福祉分野の人手不足は深刻である。賃金アップなどの処遇改善と、正規雇用での増員が図れるよう県が支援すること。
- 5、教員や図書館司書、スクールソーシャルワーカーなど、教育分野における教職員について、正規雇用での増員を図れるよう支援すること。
- 6、子どもの貧困対策については、実態にあわせた県独自の対策を打ち出すとともに、必要な予算を確保し家庭への経済的施策を開始すること。また、児童相談所など関係機関の体制整備を図ること。
- 7、県職員・教員に対する給与に連動させる人事評価制度は、撤廃すること。
- 8、営業損害賠償や農林業賠償に対する値切り・打ち切りを許さないこと。県や市町村の自治体の賠償も速やかになされるよう、国・東電に強く求めること。
- 9、誘致企業への支援にとどめず、地域経済を担う農林水産業、中小企業・小規模事業所の商工業・観光、再生可能エネルギー産業、医療・福祉関連分野を支援し、雇用にもつなげること。
- 10、災害に強い県土づくりを進め、避難所となる学校や病院の耐震化・洋式トイレの設置、河川・橋梁予算の拡充など、防災機器や施設整備を支援すること。
- 11、県民生活と地域経済に多大な影響を及ぼす消費税10%への増税を中止するよう、

国に強く求めること。

- 12、県職員による不祥事の多発、病気による長期休職者の増加を重く受け止め、個々の原因の究明を行うとともに、大震災と原発事故以来の長期に及ぶ長時間過密労働の実態を踏まえて、職員の定員増による打開策を講じること。
- 13、マイナンバー制度運用による個人情報の漏えいの危険性が懸念される下で、運用が拡大され、地方自治体の負担も増大している。一旦情報漏えいが発生すれば取り返しがつかないことから、国に制度の凍結、中止を求めること。

## 二、原発ゼロの発信と再生可能エネルギーの推進について

大震災・原発事故から5年8か月がすぎた今も、汚染水対策など東京電力福島第一原発の事故収束の方向が見えません。本県の総合計画に位置付けた「原子力に依存しない社会」を太く貫き、国・東電に対し県民の立場ではっきりものが言える県政をめざし、以下の点を求めます。

- 1、「もんじゅ」を中心とする国の核燃料サイクル計画の破たんが明瞭になった今、安倍政権がすすめる原発と石炭火発を「重要なベースロード電源」と位置付けた国のエネルギー基本計画を見直すよう求めること。
- 2、「パリ協定」が発効されたことをふまえ、石炭火力発電やI G C C発電を見直すこと。また、本県の2040年までに「再生可能エネルギー100%」をめざすにふさわしい取組みをすすめるともに、大規模な再生可能エネルギーについては、環境に配慮し住民の合意を前提とするよう、一定の制限を加える仕組みをつくること。あわせて、地域主導・地産地消型の地域発電を飛躍的に伸ばすよう支援すること。
- 3、本県から「原発ゼロ」を発信し、全国の原発の再稼働中止を求めること。また、「第二原発の廃炉」を本県復興の大前提と位置づけ、国・東電に明言させること。
- 4、東京電力福島第一原発の事故究明を県独自に行える体制をつくること。
- 5、経済産業省は、電力会社の意向を受けて福島第一原発などの巨額にのぼる廃炉費用を「新電力」の利用者や原発被災の本県民などすべての国民に負担させようとしているが、廃炉費用は原発を保有する大手電力会社が負担するとの原則を守るよう国に強く求めること。

## 三、除染、賠償、被災者支援について

### (1) 除染及び中間貯蔵施設について

- 1、避難指示解除の要件とされている空間追加被ばく線量年間20ミリシーベルトについては、避難者から納得できないとの声が上がっていることから、避難指示区域外とほぼ同程度の線量に低減するまで追加的除染を実施するよう国に求めること。
- 2、昨年12月に国が示した追加的除染のガイドラインでは、県内各地に無数に存在する追加除染必要箇所に対応できない事は明らかとなっていることから、早期に簡便な追加除染マニュアルを示すとともに、基本的には実施主体である市町村

の判断にゆだねるよう国に認めさせること。

- 3、道路側溝に堆積した土砂の除去については、仮置き場の活用及び事業費の支出は除染事業の一環として実施できるよう国に求めること。
- 4、除染労働者の賃金や危険手当が設計単価通りに支払われるように、必要な仕組みをつくること。
- 5、住宅除染で出た汚染土壌を個人の宅地に仮置きしたものについて、保管料を出すよう国に求めること。
- 6、森林除染については、モデル事業が開始されたことを踏まえ、自治体の希望を尊重し人が多く利用する所から始めるよう国に求めること。
- 7、中間貯蔵施設の用地確保に当たっては、地権者に寄り添い丁寧な対応を行って理解と納得により早期の完成が図られるよう国に求めること。また、中間貯蔵施設への搬入については、道路沿線住民に迷惑を及ぼさないよう、安全確保に万全を期すこと。

## (2)賠償について

- 1、2015年に示された商工業者への営業損害賠償が、被害の実態に関わりなく打ち切り・値切りが行われていることを重視し、東電と国に打ち切り・値切りに抗議し賠償の継続を求めること。併せて同じ枠組みの農林業の賠償素案は撤回を求め、被害の実態に見合う賠償の継続を国と東電に強く求めること。
- 2、県の原子力損害対策協議会の全体会を早期に開催し、賠償をめぐる現状を共有するとともに完全賠償を求める有効な共同行動を起こすこと。
- 3、避難指示解除による賠償の打ち切りに対して、元の生活を取り戻せるまで継続を求める声が上がっていることを踏まえ、2018年3月で終了する精神的損害賠償の見直しを国と東電に求めること。
- 4、原発事故は人災との立場に立って、全県民の精神的損害に対する追加賠償を国と東電に求めること。
- 5、東電の賠償を不服としたADRへの申し立てや、裁判への提訴について、県として支援すること。ADRが示した和解案を東電は真摯に受け入れ直ちに賠償に応じるよう求めること。

## (3)被災者支援について

- 1、避難指示の解除に当たっては、避難住民の理解と納得による合意を前提とし、押し付けにはならないよう国に求めるとともに、医療、介護、商業施設等の復旧を支援し、生活できる環境整備を優先して取り組むこと。
- 2、自主避難者への住宅無償提供は継続するよう県の方針を見直すこと。また、檜葉町の2018年3月末までとする期限は撤回すること。
- 3、被災者に対する医療、介護等の各種負担金の減免制度を継続すること。
- 4、避難生活の長期化による疾病や要介護者の増加に鑑み、きめ細かな支援体制をつくるためにも人材不足が深刻な医療、介護人材確保に向けて他県にはない思い

切った処遇改善策を取ることで人的体制の強化を図ること。

- 5、被災者生活支援相談員を増員し、きめ細かな相談支援を行うこと。そのため支援員の単年度雇用を改め、基金制度等の活用による継続雇用を図り、経験を蓄積した支援相談員による適切な支援が行えるよう改善すること。
- 6、国の被災者生活再建支援法による支援金の限度額を最低でも500万円以上に引き上げるよう国に求めること。また、鳥取県が先行して支援対象としたように、一部損壊についても支援の対象とするよう国に求めるとともに、当面、県独自の支援策を講じて被災県民の住宅再建を支援すること。
- 7、復興公営住宅の家賃については、2017年3月で避難区域住民に対する賠償が終了し家賃負担が生じることを踏まえて、いわき市が独自に実施している家賃軽減制度に準ずる軽減措置を県として実施すること。
- 8、高速道路料金無料化の継続を国に求めること。

#### 四、福祉型県づくりを進めることについて

安倍政権下で進む社会保障「自然増削減」路線や年金削減路線の中止を求め、福祉型県づくりを基本にすえ、「日本一子育てしやすい県」「全国に誇れる長寿の県」の実現をめざし、以下の点を求めます。

##### (1) 医療、福祉施策について

- 1、地域医療構想については、原発事故被災の本県の特異性を十分考慮し、各医療圏毎に県民にとって必要な医療が提供できるものとする。
- 2、医師不足、特に深刻な産科医不足対策について国に支援を求めること。看護師不足については県外からの確保などあらゆる対策を引き続き講じること。
- 3、18歳までの子どもの医療費の無料化、子宮頸がん予防接種後遺症患者への医療費助成、がん検診の無料化の各費用を国に求めること。
- 4、特定疾患患者が県内で十分な治療が受けられるよう医師の確保対策等を行うこと。
- 5、県として手話言語条例の早期制定を行うこと。

##### (2) 国保事業について

- 1、2018年度から国保の事業主体が県に移行されるが、市町村の意向を十分配慮し押し付けにならないようにすること。
- 2、被保険者の生活状況が悪化する中で、短期保険証、資格証の発行中止を求め、国保税と医療費の減免制度活用について市町村を支援すること。
- 3、国に対し、医療費助成でのペナルティ措置を行わないよう強く求めること。

##### (3) 高齢者福祉、介護事業について

- 1、要支援1・2の対象者の市町村総合支援事業移行について、サービスが低下しないよう市町村を支援し、財政負担を国に求めること。さらに、要介護1・2の介護保険外しを行わないよう国に求めること。

- 2、地域包括ケアシステムの構築に向けて市町村を支援すること。
- 3、介護保険料・介護利用料の負担軽減を国に求め、県としても支援すること。
- 4、高齢化社会が進んでいる中、高齢者の交通手段確保について市町村支援をすること。市町村が行っているデマンドタクシーなどの交通対策を県としても支援をし、高齢者無料パスの支援を行うこと。
- 5、低額年金でも入所できる介護施設の拡充を行い、特養ホームの待機者を解消すること。

## 五、女性が真に輝ける社会の実現について

- 1、国連女子差別撤廃条約の内容を学び、普及する取り組みを強めること。女子差別撤廃条約選択議定書やILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約などの早期批准を国に求め、日本の女性の地位を世界の水準に高めること。
- 2、男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金、採用差別など働く女性への差別をなくす対策を進めること。
- 3、男女が共に子育てしながら働き続けられる環境整備を進めるために、労働条件改善に向け、労働局と連携し、企業への指導、援助を進めること。
- 4、男女の同一労働同一賃金の法律への明記を国に求め、県内での実施に取り組むこと。
- 5、県内企業における妊娠・出産への不利益取り扱いを止めさせ、解雇、退職勧奨を根絶するよう取り組むこと。
- 6、所得税法第56条の廃止を国に求めるなど、自営業や農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。
- 7、夫婦間暴力などの実態を調査し、「福島県女性のための相談支援センター」の機能と体制の強化をはかり、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。
- 8、県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会にも幅広く女性と青年を登用すること。

## 六、子育て世代への支援の強化について

- 1、待機児童解消へ安心して預けられる認可保育所の増設を進めるために市町村を支援すること。
- 2、小規模保育所も保育士の有資格者を配置し、保育の質を確保すること。
- 3、保育士配置基準の引き上げ、保育士の労働条件改善を国に求めること。
- 4、学童保育の待機児童解消をはかること。学童保育の基準に合う施設整備に向け、県として市町村、事業者を支援すること。
- 5、妊産婦のうつ的傾向が全国平均より高いと指摘されている本県において、放射能への不安を抱える子育て世代への支援を強化するとともに、保健師等の増員で妊産婦の心のケアの取り組みを強化すること。
- 6、アレルギー疾患対策基本法に基づく実態調査を行い、基本計画を策定すること。保健師、栄養士、養護教諭、保育士などへの専門的な研修を行うこと。

7、増加する児童虐待対策のために児童福祉司の増員を図ること。

## 七、一人ひとりが大切にされる教育の実現について

- 1、学校給食費の無料化に向け県としてもとりくむとともに市町村を支援すること。
- 2、高校、大学、専門学校生に対する給付型奨学金制度を創設するとともに、震災特例奨学金制度を継続させ、周知徹底をはかること。
- 3、高校生の通学費助成を県として行うこと。
- 4、就学援助制度の周知徹底をはかるとともに、必要な世帯に就学援助がいきわたるように国庫負担制度による財政補償を国に求めること。
- 5、不登校児童生徒への個別対応を含め対策を強めること。
- 6、正教員や専任の教員を増やし、一人ひとりの子どもに寄り添い行き届いた教育を行うため30人学級を全学年で実施すること。
- 7、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを正規雇用とし抜本的に増員すること。
- 8、学力テストを中止し、学力偏重の教育を改め、一人ひとりの児童生徒の基礎学力が身につく教育を行うこと。
- 9、学校耐震化の早期完了と老朽施設改修のため市町村を支援するとともに、学校トイレの洋式化を進めること。
- 10、特別支援学校の過密化、教室不足、長距離通学の解消に向け、特別支援教育施設整備全体計画を抜本的に見直すこと。
- 11、私学の教育環境充実のために私学助成の引き上げを行うこと。
- 12、学校の統廃合、小中・中高一貫教育については安易に行わないこと。
- 13、中学校、高校の部活動の在り方が問われていることから、生徒も指導教員も少なくとも週1回の休みを取るよう指導すること。
- 14、夜間中学を設置するため予算化すること。

## 八、商工業振興、観光推進、雇用の確保について

- 1、原発事故により避難し、事業を再開する中小商工業者に対し、再開のための支援制度を周知徹底するとともに、再開する場所にかかわらず同じ支援を行うよう充実を図ること。
- 2、中小企業・小規模事業者が地域の経済や雇用、文化、コミュニティーに果たしている役割を深く認識し支援を強めるとともに、国の補助金制度に該当しない事例については、県独自で同等の支援を行うこと。
- 3、県内観光については、原発災害の実相を知らせる旅行商品の開発をすすめるとともに、風評被害対策を推進すること。
- 4、中小企業への支援を強め、時給1000円以上の最低賃金を実現すること。
- 5、県内労働者保護のために労基法違反、長時間労働などブラック企業の実態を調査し、悪質な企業の公表、ブラックバイト根絶の対策を講じること。
- 6、再生可能エネルギーの推進にあたっては、県内中小企業の仕事、雇用の拡大に

結び付くように支援を行うこと。

#### 九、農林水産業の復興について

- 1、本県農業を支えている家族農業や小規模農家を支援する農政に力を入れること。
- 2、農地中間管理機構が行う事業については、大企業等への農地集積が優先されないよう、十分に農業委員会の意見を聞くこと。
- 3、CLTや木材利用に対する支援策を促進し、本県の森林整備を図ること。
- 4、漁業の再開に向けて海域のきめ細かい放射性核種の検査を拡充し、非破壊型の検査機器の研究開発を推進すること。
- 5、イノシン対策の5か年計画が進むよう、予算の増額を国に求めるとともに、県の予算の拡充と市町村への補助金拡大を行うこと。

以 上